

議案第48号

鹿児島県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

鹿児島県立職業能力開発校条例（昭和44年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号を次のように改める。

(3) 授業料 年額 118,800円

第5条（見出しを含む。）中「授業料」を「入校料及び授業料」に改める。

第6条に次の1項を加える。

- 2 知事は、前条の規定により入校料を減免したときは、前項の規定にかかわらず、入校料の全部又は一部を返還するものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

鹿児島県立職業能力開発校の入校料の減免制度を設ける等のため、所要の改正をしようとするものである。